

令和3年度高知大学新型コロナウイルス感染症対応支援金の給付について

募集期間：令和3年9月27日（月）～令和3年10月20日（水）

申請者：137名

採用者：133名

支援額：1人50,000円（総額6,650,000円） ※12/15振込

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学資負担者の収入減、学生本人のアルバイト等の収入減など、様々な要因により生活に支障を生じている学生に対する学資等の支援。

【支援の対象】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減により、学生生活に支障を生じていると認められる本学の学部学生、大学院に在学する学生で、申請資格を満たす者。

以下の学生は非対象。

- ・科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生
- ・国費外国人留学生及び日本学術振興会特別研究員、その他の国からの支援を受けている者
- ・令和3年9月30日時点で月額5万円以上の給付型奨学金を受給している者

【原資】

高知大学さきがけ志金

令和3年度高知大学新型コロナウイルス感染症対応支援金（給付）について

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の中で学資負担者の収入減、学生本人のアルバイト等の収入減など様々な要因により生活に支障を生じている学生を対象に、学業継続のための支援措置として返済を要しない高知大学新型コロナウイルス感染症対応支援金を学資等の支援を目的として給付する。

【支援の対象】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減により、学生生活に支障を生じていると認められる本学の学部学生、大学院に在学する学生で下記の【申請資格】を満たす者

以下の学生は対象としない

- ・科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生
- ・国費留学生及び日本学術振興会特別研究員、その他の国からの支援を受けている者
- ・令和3年9月30日時点で月額5万円以上の給付型奨学金を受給している者

（日本学生支援機構給付奨学生は令和3年10月分の奨学金の振込額を以て確認します。）

【申請資格】

次の①～⑤のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる学資負担者が勤務先（会社）の倒産、解雇等により失職した者（定年や自己の意思で退職した場合を除く）
- ② 日本学生支援機構の例示する「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援例」に例示されている制度（別表1）のいずれかに該当する者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる学資負担者の2020年1月～12月の収入が、2019年1月～12月に比して3割以上減少した者
- ④ 家賃を含めた生活費の半分以上をアルバイト収入で賄っている者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月のアルバイト収入が、2019年1月～12月に比して3割以上減少した者
- ⑤ その他特別な事情があると認められる者

【支援額等】

一人5万円（給付） ※300人程度採用

【申請書類】

- ① 申請資格の①～⑤を証明できる書類（コピーまたは写真のプリント可。但し、提出する書類が不鮮明な場合や証明書類として必要な事項が確認できない場合は書類不備とします。）

- 例・主たる学資負担者の離職票（ハローワーク）、廃業届受理証明書（市区町村）など
- ・日本学生支援機構の例示する「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援例」に例示されている公的支援を受けていることが証明できる書類
 - ・主たる学資負担者若しくは本人（アルバイトを行っている場合）の所得・課税証明書、市県民税課税決定通知書、源泉徴収票、給与明細書などの令和2年度分（2019年1月～12月）、令和3年度分（2020年1月～12月）の2種類
 - ・外国人留学生は本人の所得・課税証明書、市県民税課税決定通知書、源泉徴収票、給与明細書などの令和2年度分（2019年1月～12月）、令和3年度分（2020年1月～12月）の2種類

- ② 振込先の通帳のコピーまたは写真のプリント可

本支援金の振込先（学生本人名義の口座で日本国内の金融機関の普通預金口座）の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる必要がある。

【申請方法】

申請は Forms。上記の【申請書類】の提出は Forms に添付する、または郵送。

【提出期限】

令和3年10月20日（水）（必着）

【決定方法】

申請書類をもとに学長が総合的に判断し、決定します。

【結果通知】

採用者に別途通知します。12月頃の予定。※なお、不採用の理由等についての問い合わせには応じられません。

【その他】

申請内容及び提出書類に虚偽があった場合は、支援金全額の返還を求められます。

●新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援例

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	
11	持続化給付金	経済産業省 中小企業庁	事業主の方向け
12	家賃支援給付金	経済産業省 中小企業庁	事業主の方向け